

第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準
について（中間案）

令和4年3月1日

三重県環境審議会 水質総量削減部会

目 次

1	総量削減計画【別添資料あり】	1
2	総量規制基準【別添資料あり】	1
3	調査検討の状況	2
	（1）水質総量削減制度	2
	（2）国の動向	3
	（3）三重県環境審議会（水質部会）における審議状況	3
	① 第9次総量削減計画（案）における削減目標及び目標達成 のための取組等	3
	② 総量規制基準の改定	4
	（4）調査検討の経過	5
4	三重県環境審議会 水質部会委員名簿	6
	令和3年3月15日付け諮問文書	7

第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準

(中間案) について

令和3年3月15日付けで三重県環境審議会に三重県知事から諮問され、本部会で調査検討を行ってきた「第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準」について、次のとおり中間案のとりまとめを行いました。

1 総量削減計画

令和元年度を目標年度とした第8次水質総量削減においては、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を達成することができたものの、近年では、伊勢湾内の漁獲量の減少に伴い、さらに海域の豊かさの重要性が指摘されるようになってきています。そのため、今後は良好な水環境の保全と豊かな生物生産性・生物多様性が両立した、「きれいで豊かな海」の再生を目指す取組が必要と考えられます。

令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減の実施にあたっては、これらの状況を踏まえ、従来の汚濁負荷量の「総量規制」から、海域の状況に応じた総合的な「水環境管理」への考え方の転換という新たな方向性を導入し、別添のとおり、『総量削減計画(第9次)【中間案】』を取りまとめました。

2 総量規制基準

総量規制基準が適用される指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、新たな負荷削減は行わないこととします。なお、近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業の基準値については国が定めた範囲の上限となるよう見直しを行うとし、別添の『総量規制基準【中間案】』を取りまとめました。

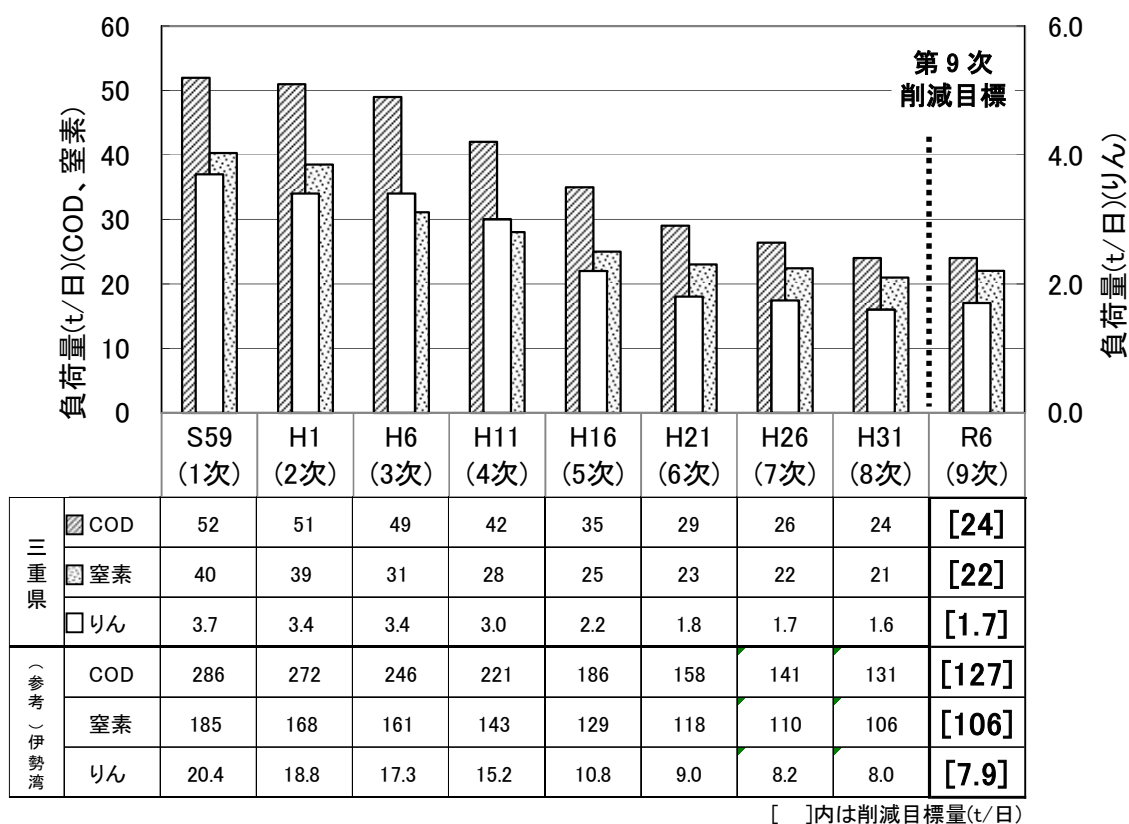
3 調査検討の状況

(1) 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、東京湾や伊勢湾等の人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」の改正により導入されました。

この制度においては、環境大臣が、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりん（りん）の削減目標量、目標年度等を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされています。

水質が悪化した伊勢湾においても「きれいさ」を目指して、これまで8次にわたる汚濁負荷削減対策に取り組んできました。その結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度導入当初と比べて半分程度まで減少しています。しかし、近年では、漁獲量の減少に伴い、海域の「豊かさ」の重要性が指摘されるようになり、平成29年6月に策定した第8次水質総量削減計画では、流入する汚濁負荷量の削減に加え、新たに「きれいで豊かな海」という観点を取り入れて総合的な水環境改善対策に取り組んでいます。



汚濁負荷量削減の推移

(2) 国の動向

令和3年3月に中央環境審議会から答申のあった「第9次水質総量削減の在り方」では、伊勢湾においても従来の汚濁負荷量の「総量規制」から、海域の状況に応じたよりきめ細かな「水環境管理」への移行が必要であるとされました。

また、令和4年1月に環境省から示された「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」では、近年の水環境の改善状況と生物生産性の低下等を考慮し、伊勢湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物生産においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る必要があるとされました。

(3) 三重県環境審議会（水質部会）における審議状況

国から示された基本方針に基づき、令和6年度を目標年度とする第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定を行うため、令和3年3月に三重県環境審議会へ諮問を行い、現在、専門部会で審議が進められています。部会では、「規制」から「管理」への転換をとという方向性を新たに導入し、今後取り組むべき対策が検討されています。

①第9次総量削減計画（案）における削減目標量及び目標達成のための取組等

第9次水質総量削減計画（案）では、栄養塩類の減少による生物生産性の低下を改善するための各種取組を実施していくこととしており、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、窒素及びりんの削減目標量を発生源ごとに次のとおり見直しています。

伊勢湾における県別削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
岐阜県	33	29	1.8
愛知県	70	55	4.4
三重県	24	22	1.7
伊勢湾	127	106	7.9

三重県における発生源別の削減目標量(トン/日)

	COD	窒素	りん
生活系	11 (11)	8 (7)	0.8 (0.7)
産業系	10 (10)	4 (4)	0.6 (0.6)
その他	3 (3)	10 (10)	0.3 (0.3)
計	24 (24)	22 (21)	1.7 (1.6)

削減目標量の数値は、COD及び窒素は1トン単位、りんは0.1トン単位で記載しています。※()内は平成31年度の実績値

生活系:生活排水やし尿処理場等の生活に起因する発生源

産業系:工場・事業場等の産業活動に起因する発生源

その他:田畑、畜産農業、養殖漁業等のその他に起因する発生源

また、計画の目標を達成するため、多様な主体との連携のもと、主に次のような取組を推進していきます。

(i) 下水処理場の栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証

公的機関が管理する下水処理場において、窒素及びりんを基準の範囲内でできるだけ多く排出するなどの栄養塩類管理運転を試行し、その効果については、環境生活部、農林水産部及び県土整備部の3部連携のもと、調査検証を行います。

(ii) 藻場、干潟及び浅場の保全・再生等の推進

海域の栄養塩類を湾内の豊かな生物生産に繋げていくため、藻場、干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出を推進します。

農林水産部と連携し、定期的に藻場、干潟の分布状況に関する調査を実施するなど、「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」に基づいた取組を計画的に進めます。

②総量規制基準の改定

工場・事業場が一日に排出する汚濁負荷量の許容限度（総量規制基準）については、令和3年10月の環境省告示で示された基準値の範囲内において、業種や排水量等の区分ごとに次のとおり改定作業を行います。

○CODの見直しは行わないこととします。

○窒素及びりんは、更なる規制強化となる負荷削減を行わず、近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業の基準については国が定めた範囲の上限となるよう見直しを行います。

例) 高度処理施設を有する県流域下水処理場（下表の209C **赤枠**）

- ・ 窒素： 10mg/L（現行） → 20mg/L（改定後）
- ・ りん： 1mg/L（現行） → 2mg/L（改定後）

総量規制基準(C値見直し案)		Go (平成14年9月30日以前に設置)				Ci (平成14年10月1日以降に設置)				
項目	項番号	業種その他の区分	Go (mg/L)		国の範囲(mg/L)		Ci (mg/L)		国の範囲(mg/L)	
			8次	9次(案)	下限	上限	8次	9次(案)	下限	上限
COD		該当なし								
窒素	209	A 下水道業(日平均排水量30,000㎡以上の事業場の場合に限る。)	25	30	10	30	10	25	10	25
		B 下水道業(日平均排水量30,000㎡未満の事業場の場合に限る。)	30	30	10	30	15	25	10	25
		C 下水道業(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))	15	20	10	20	10	20	10	20
		D 下水道業(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)	30	35	10	35	15	35	10	35
りん	209	A 下水道業(日平均排水量30,000㎡以上の事業場の場合に限る。)	3	3	1	3	1.5	2.5	1	2.5
		B 下水道業(日平均排水量30,000㎡未満の事業場の場合に限る。)	3	3	1	3	2	2.5	1	2.5
		C 下水道業(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))	1	2	1	2	1	2	1	2
		D 下水道業(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)	3	5	1	5	2	4.5	1	4.5

(4) 調査検討の経過

令和3年3月15日	令和2年度第1回三重県環境審議会 三重県環境審議会への諮問、水質部会の設置
令和3年6月4日	第1回水質部会 ・ 部会長、部会長代理の選出 ・ 現状の把握共有（制度、経緯、国の方針等） ・ 総量削減計画の骨子（方向性）の検討
令和3年10月28日	第2回水質部会 ・ 総量削減計画（案）の検討整理 ・ 総量規制基準（案）の検討整理 ・ 関係部局の取組施策の共有
令和4年2月24日	第3回水質部会 ・ 総量削減計画（中間案）の検討整理 ・ 総量規制基準（中間案）の検討整理

(参考) 今後の予定

令和4年3月	三重県環境審議会（中間案の審議（書面開催））
3月～4月	パブリックコメント
6月頃	第4回水質部会（最終案の審議）
7月頃	三重県環境審議会からの答申
8月頃	関係市町からの意見聴取、環境省との協議
9月頃	計画等の策定・公表

4 三重県環境審議会 水質部会 委員名簿

氏 名	所 属・役 職	備考
ちば さとし 千葉 賢	四日市大学環境情報学部 教授	部会長
まつだ おさむ 松田 治	広島大学 名誉教授	部会長代理
かねこ さとし 金子 聡	三重大学大学院工学研究科 教授	
城田 祐介	四日市地域環境対策協議会 水質部会長 第一工業製薬株式会社 総括課長	R03.06 ~R4.01
たかしま とおる 高島 徹	四日市地域環境対策協議会 水質部会長 日本板硝子株式会社 主席技師	R4.01~

敬称略

R03.3.15 付け諮問文書

環生第17-473号

三重県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について貴審議会の意見を求めます。

令和3年3月15日

三重県知事 鈴木 英 敬



諮 問 理 由

水質総量削減は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減するための制度です。伊勢湾については、昭和54年以来、8次にわたり汚濁負荷量の総量削減計画を策定し、対策が進められてまいりました。国の中央環境審議会において、伊勢湾における対策の在り方として、環境基準達成においては、これまでの取り組みを維持することが妥当であり、「きれいで豊かな海」の再生の観点を取り入れた総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要であるとされました。

このため、令和6年度を目標年度とした第9次総量削減に係る三重県の総量削減計画及び総量規制基準を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

第9次伊勢湾水質総量削減に係る総量削減計画及び 総量規制基準の検討について

1. 水質総量削減制度の概要

水質総量削減制度は、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の削減目標、目標年度等を定め、計画的な水質保全対策を推進するものです。水質汚濁防止法の改正により制度化された昭和54年以来、8次にわたり化学的酸素要求量（COD）等の汚濁負荷削減を中心として実施されてきました。

【水質総量削減制度の枠組み】

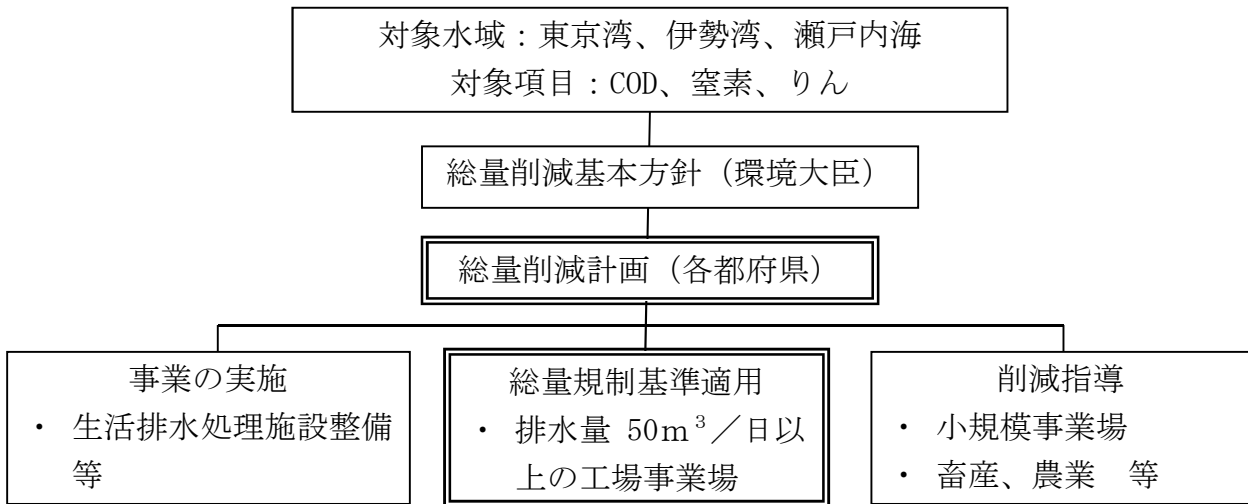
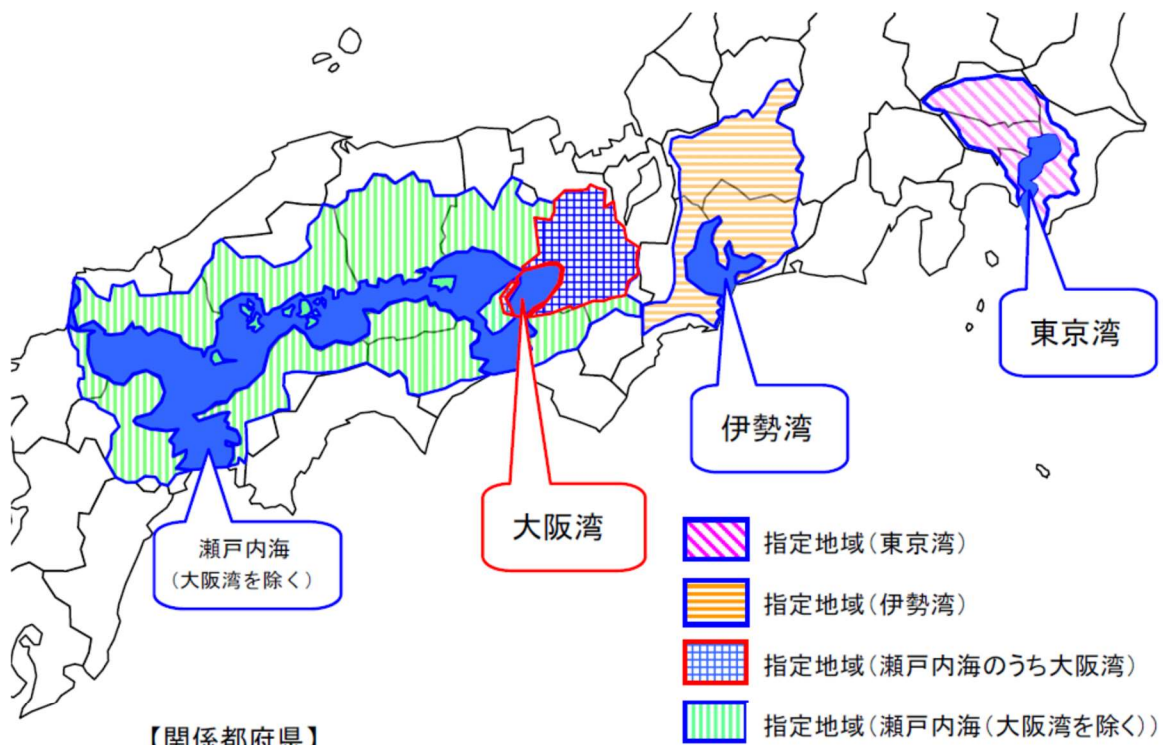


図1 水質総量削減制度の概要

	総量削減 基本方針策定	総量削減 計画策定	目標年度	基準適用日	対象項目
第1次	S54年 6月	S55年 3月	S59年	S55年 7月	COD
第2次	S62年 1月	S62年 4月	H元年	S62年 7月	COD
第3次	H3年 1月	H3年 3月	H6年	H3年 7月	COD
第4次	H8年 4月	H8年 7月	H11年	H8年 9月	COD
第5次	H13年 12月	H14年 6月	H16年	H14年 10月	COD, 窒素, りん
第6次	H18年 11月	H19年 6月	H21年	H19年 9月	COD, 窒素, りん
第7次	H23年 6月	H24年 2月	H26年	H24年 5月	COD, 窒素, りん
第8次	H28年 8月	H29年 6月	H31年	H29年 6月	COD, 窒素, りん
第9次	R03年 8月 (予定)	R04年 6月 (予定)	R06年	R04年 6月 (予定)	COD, 窒素, りん

表1 水質総量削減制度の沿革



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図2 指定水域及び指定地域

2. 第9次伊勢湾総量削減計画について

環境大臣が定める国の総量削減基本方針に基づき、都府県別に定められた汚濁負荷量の削減目標を達成するために講じる施策に関する計画です。全ての汚濁負荷発生源について計画的に削減対策を講じるために、各都府県知事が当該計画を策定します。

【参考:資料3-2(第8次伊勢湾総量削減計画)】

(1) 総量規制基準値

汚濁負荷を削減する方法の一つとして、指定地域内の一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の特定事業場に対して、総量削減計画に基づき、総量規制基準値を定めています。

【参考:資料3-3(第8次伊勢湾総量削減計画基準値)】

【総量規制基準値の算定方法の概要】

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L : 総量規制基準値 (kg/日)

C : 業種区分・時期区分毎に知事が定める値 (mg/L)

Q : 届出最大水量 (m³/日)

各都府県知事が各業種・時期区分ごとにC値を設定する必要があります。 C値は業種・時期区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、排出実態及び排水処理技術の向上等を検討し定めます。

(2) 第9次水質総量削減の在り方(国の総量削減基本方針)

「第9次水質総量削減の在り方」について、令和2年6月から中央環境審議会において審議され、令和3年3月に総量削減専門委員会報告案が示されました。

審議の結果、伊勢湾の現状評価については、CODの環境基準達成率は低いですが、窒素及びりん的环境基準達成率は向上しており、栄養塩類の不足が指摘されている水域もあるとされました。また、赤潮及び青潮の発生件数は減少傾向にあるが、広範囲で長期間にわたる貧酸素水塊が発生し、その規模は拡大傾向にあり、底層環境には明確な改善の傾向が見られないとされました。

このような状況をうけ、指定水域における対策の在り方として、CODは生活排水対策に力点を置いた汚濁負荷量の削減を進めつつ、窒素及びりんは、更なる汚濁負荷量削減のための規制強化は行わず、これまでの取り組みを維持することが妥当であるとされました。また、きれいで豊かな海の再生の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要であるとし、干潟・藻場の保全・再生、底層環境の改善等の対策が挙げられました。

(3) 三重県の取り組み方針

伊勢湾では、水質が改善傾向にあり、窒素及びりん的环境基準達成率は向上など、「きれい」になりつつあるが、貧酸素水塊の拡大や漁獲量等の減少により、まだ「豊か」にはなっていないと考えられます。

そのため県では、国の在り方方針に基づき、「総量削減」ではなく、「総量管理」という観点を取り入れ、従来の「水質の保全」、「自然景観の保全」に加え、関係部局と連携のもと「生物生息環境の保全、再生」と「水産資源の持続的な利用と確保」に配慮した総合的な計画策定に取り組めます。

【スケジュール (案)】

2021年3月15日	環境審議会への諮問
2021年4月 ～2022年4月	水質部会での検討、パブリックコメント
2022年5月	環境審議会（最終案、答申）
2022年6月	第9次伊勢湾総量削減計画の策定

3. 参考データ

(1) 第8次総量削減計画（三重県）の達成状況

COD（化学的酸素要求量）（単位 トン／日）

	実績 (H31)	目標量 (H31)	削減前 (H26)
生活排水	10.9	11	12
産業排水	9.8	11	11
その他	3.1	3	3
計	23.8	25	26

全窒素（単位 トン／日）

	実績 (H31)	目標量 (H31)	削減前 (H26)
生活排水	6.7	7	7
産業排水	4.5	5	5
その他	10.2	10	10
計	21.4	22	22

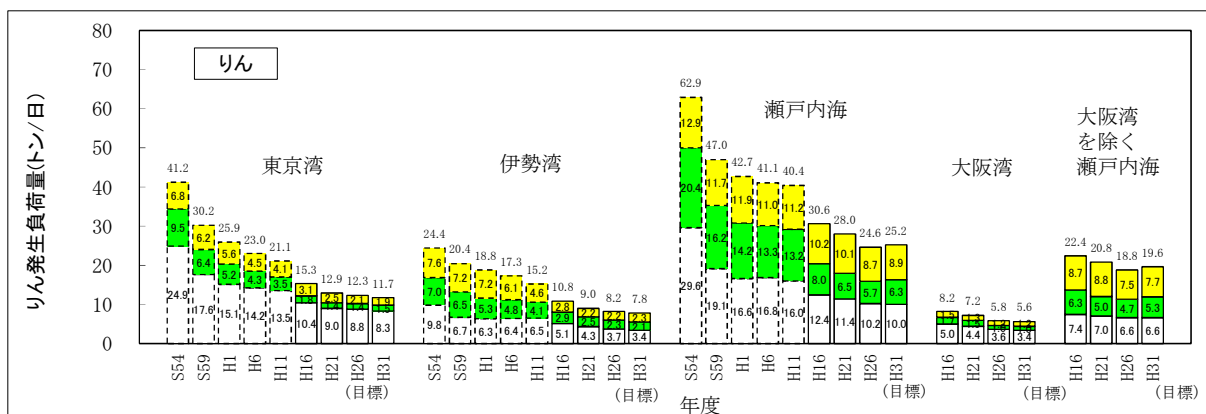
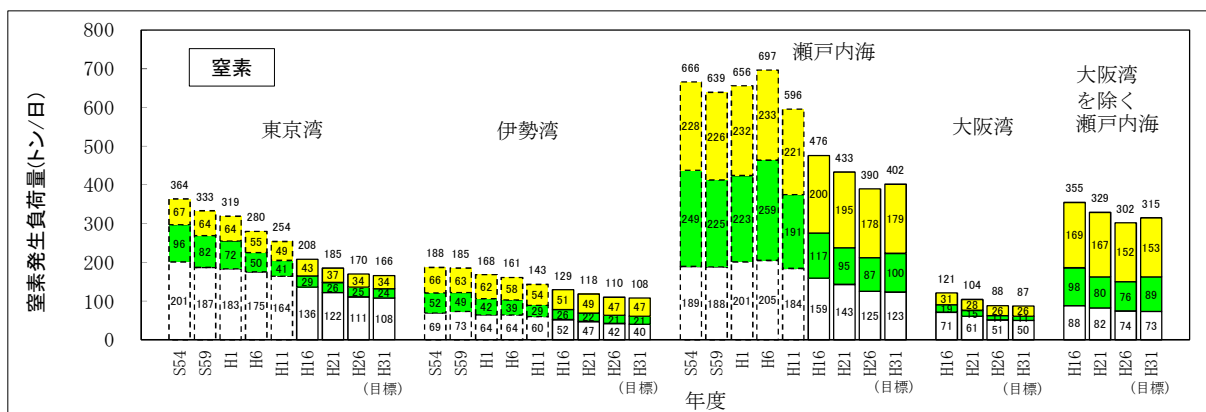
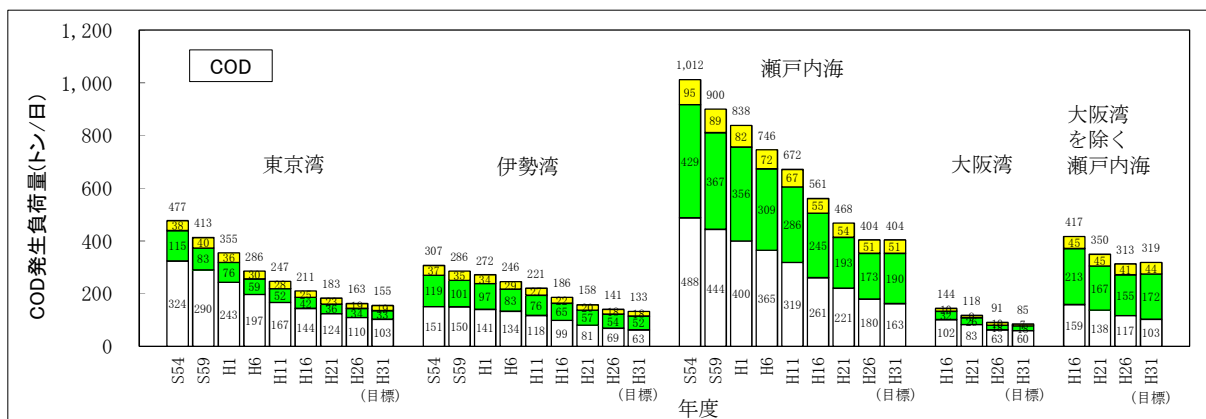
全りん（単位 トン／日）

	実績 (H31)	目標量 (H31)	削減前 (H26)
生活排水	0.7	0.7	0.8
産業排水	0.6	0.6	0.6
その他	0.3	0.3	0.3
計	1.6	1.6	1.7

〔※端数処理（四捨五入）により合計が合わないことがあります。
 ※平成31年実績は、暫定値です。〕

平成31年度を目標年度とした第8次総量削減に係る総量削減計画については、生活排水対策や総量規制基準値の適用等により、全体の削減目標を達成する見込みです。

(2) 汚濁負荷量の推移(東京湾、瀬戸内海との比較)



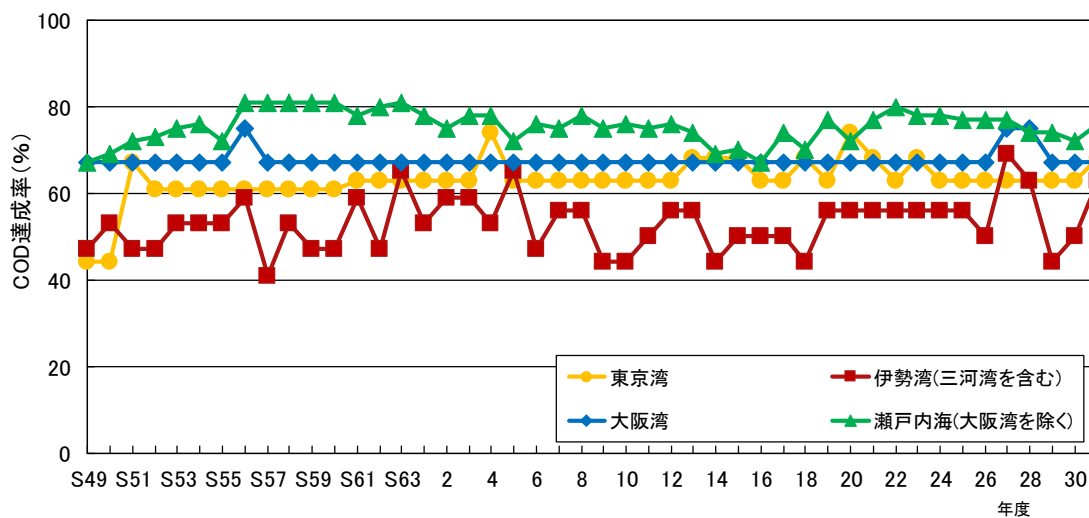
□生活系 ■産業系 ■その他系

注1) 点線の棒グラフは、関係都府県による推計結果

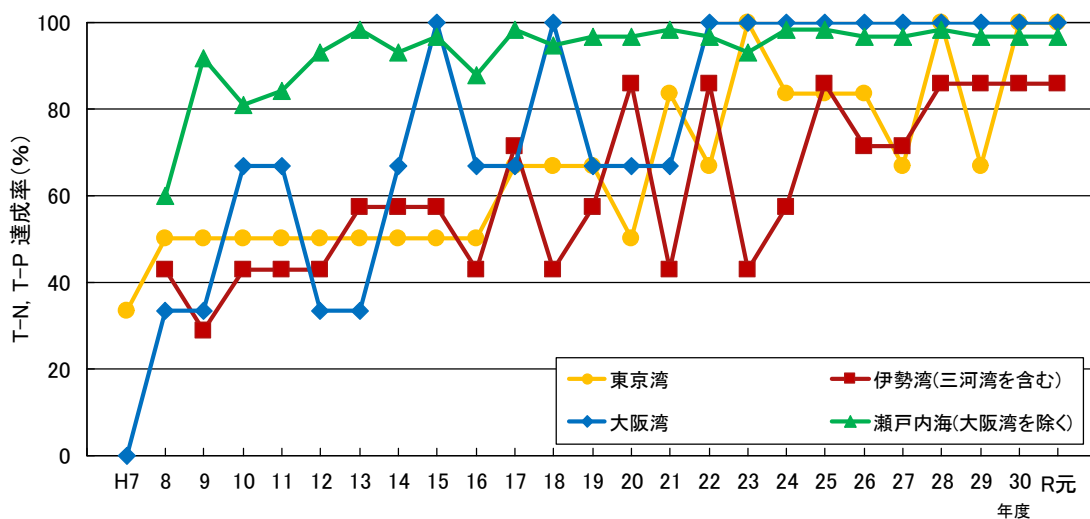
注2) 平成31年度の値は目標量

出典) 発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果

(3) 伊勢湾における環境基準の達成状況



COD環境基準達成率の推移



全窒素及び全りん環境基準達成率の推移

化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量に係る総量削減計画
(第9次)【案】

令和4年3月

三重県

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる区域について、令和 4 年 1 月 24 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、昭和 53 年の「水質汚濁防止法」の改正により、水質総量削減制度が導入されて以来、伊勢湾では「きれいさ」を目指して、8 次におたる汚濁負荷削減対策に取り組んできた。第 8 次「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」では、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁物質について、令和元年度の発生源別の削減目標量を定め、「きれいで豊かな海」の再生の観点で計画を着実に推進することにより、これらの目標量を達成した。

しかし、近年では、伊勢湾内の漁獲量の減少に伴い、さらに海域の豊かさの重要性が指摘されるようになった。これらの状況を踏まえ、現行の指定水域全体を対象とした汚濁負荷の「総量規制」から、よりきめ細やかな海域の状況に応じた「水環境管理」への移行が必要となってきた。

ここでいう「きれいで豊かな海」とは、環境基準の達成と生物生産性と生物多様性とが調和・両立した海域と定義する。

本計画においては、令和 6 年度を目標年度とする第 9 次水質総量削減の実施にあたり、発生源別の削減目標量を表 1 から表 3 のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量（COD）について

表 1 発生源別の削減目標量（トン／日）

	令和 6 年度における 削減目標量	【参考】令和元年度 における量
生活排水	11	11
産業排水	10	10
その他	3	3
計	24	24

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量 (ト/日)

	令和6年度における 削減目標量	【参考】令和元年度 における量
生活排水	8	7
産業排水	4	4
その他	10	10
計	22	21

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量 (ト/日)

	令和6年度における 削減目標量	【参考】令和元年度 における量
生活排水	0.8	0.7
産業排水	0.6	0.6
その他	0.3	0.3
計	1.7	1.6

2 削減目標量達成のための方途

伊勢湾においては、窒素及びりん的环境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図るため、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水からの汚濁発生源対策

ア 下水道の整備と維持管理

下水道の整備については、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、効率的・効果的な促進を図る。

また、湾内の栄養塩類の減少と生物生産性の低下の関連性が指摘されているため、特に公的機関が管理する下水処理場において、排出水中の窒素及びりんの汚濁負荷量を基準の範囲内でできるだけ多くするなど、栄養塩類の管理運転を試行し、その効果について、調査検証を行う。この取組については、環境部局、水産部局、下水道部局のそれぞれ役割分担のもと、基準の検討、効果調査と検証、運転管理を実施する。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備と維持管理

浄化槽については、浄化槽法に基づき、市町による浄化槽処理促進区域の指定を進めるとともに、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、その区域での合併処理浄化槽の整備及び単独処理浄化槽等からの合併処理浄化槽への転換促進を図る。

併せて、建築基準法、浄化槽法及び三重県浄化槽指導要綱に基づく、適正な浄化槽の設置及び保守点検、清掃等の維持管理の徹底により、放流水質の安定・向上を図る。

農業集落排水処理施設については、農業振興地域において、また、漁業集落排水処理施設については、漁港背後の漁業集落において、それぞれ、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

ウ 家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町と連携し、生活排水処理施設の適切な使用・管理等や家庭でできる雑排水対策についての普及・啓発を行う。

エ し尿処理施設の整備等

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、処理施設の維持管理の徹底により排出水の水質の安定・向上を図る。

(2) 産業排水からの汚濁発生源対策

ア 総量規制基準の設定

総量規制基準が適用される指定地域内事業場については、これまで8次にわたる汚濁負荷量削減のための対策により、かなりの削減が図られてきたことや、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向等を勘案し、適切な総量規制基準を定める。

基準値については、環境大臣が定めた

(ア)「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正、令和3年一部改正)

(イ)「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)

(ウ)「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)

に基づき定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

また、近年の伊勢湾の栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転による栄養塩類の調整が実施できるよう、下水道業の窒素及びりんの基準を見直す。ただし、当該基準の変更は、公的機関が管理する下水処理場のみで実施し、栄養塩類管理運転による海域への効果の検証を行う。その検証結果をもとに順応的に対応するものとする。

イ 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、生産工程及び用水の合理化、排水処理施設の維持管理の徹底及び整備等により総量規制基準が遵守されるよう、水質汚濁防止法に基づき立入検査、水質検査等を行うとともに、制度の主旨や内容について周知を徹底する。

ウ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき、実態に応じた排水処理の指導、助言を行うとともに、適正な排水処理について啓発等を行う。

(3) その他からの汚濁発生源対策

その他の農用地や畜産業、養殖業等の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じて以下の対策を講じることにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」(平成17年農林水産省)、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)、「三重県環境保全型畜産確立対策基本方針」等に基づき、畜産農家の現地調査等を実施し、必要に応じて、家畜排せつ物処理施設の管理等に関する技術的助言や改善指導を行い汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 養殖漁場の環境改善等

養殖漁場の環境改善等を図るため、漁場適正利用協議会において「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)、「三重県魚類養殖指針」に基づく養殖漁場の環境管理の推進体制を整備し、養殖漁場の適正な利用を図る。なお、地域の実情に応じて、漁場内の水質、底質の改善を図るため、適切な措置を講ずる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

これまでの汚濁負荷削減の取組により、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「きれいで豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組が重要となる。藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要である。特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効であることから、次に掲げる各種対策から実施可能な取組を検討し、関係者の連携のもと複層的に実施することにより、総合的な水環境の改善を図る。

(1) 藻場・干潟の保全、再生による自然浄化能力と生物生息機能の増進

藻場・干潟は、水質浄化や生物多様性・生物生産性の維持等の機能を有する場である。特に、海域の栄養塩類を湾内の豊かな高次生産につなげていくため、栄養塩類の管理と藻場・干潟の保全、再生は、両輪で行うことが重要である。

そのため、藻場・干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出の推進を図ることにより、伊勢湾が持つ自然浄化機能や多様な生物生息機能の再生を図る。

伊勢湾における計画的な藻場・干潟再生の推進については、国等が定期的を実施する藻場・干潟の分布状況に関する調査結果を踏まえ、「伊勢・三河湾海域干潟ビジョン」等に基づいて取組を進める。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、海水中の栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進するとともに、漁場改善計画に基づく適正養殖可能数量を遵守し、沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動による漁場環境の改善を一層推進する。

また、漁船漁業、採貝漁業及び養殖漁業（ノリ等の藻類養殖）では、資源管理や適正な養殖管理による、持続的な発展を通じて生物量並びに生物生産力の増大を図るとともに、特にのり等の藻類養殖における生産性を向上するため、貧栄養・高水温耐性品種の開発や適切な栄養塩濃度の確保に向けた取組を推進する。

(3) 底質改善対策等の取組の推進

水質改善に資するための浚渫、覆砂等の底質改善対策や窪地の埋め戻し等の対策については、現状や改善効果、周辺環境への影響の把握等に努め、また、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、地域特性に応じて、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(4) 監視体制の充実

公共用水域の水質及び汚濁負荷量、赤潮や貧酸素水塊の発生状況等を把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、国及び関係する県市等との連携のもと、水質調査、指定地域内事業場に対する立入検査等、効果的な監視体制の充実を図る。

(5) 情報発信、普及・啓発

総合的な水環境の改善をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組について、自治体のホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

県民に対しては、家庭でできる生活排水対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、水環境の保全に対する正しい知識が得られるよう、普及・啓発に努める。

(6) 調査研究の推進と科学的知見の集積・活用

伊勢湾では、これまでの取組により、水質が改善している一方で、栄養塩類の減少や生物生息場となる藻場干潟の減少等により、ノリの色落ちや水産資源をはじめとする生物生産性と多様性の減少、貧酸素水塊等が問題となっている。県関係部局、大学等と連携し、生物生産力の維持・強化に必要な適切な栄養塩濃度の解明、下水処理場の栄養塩類の管理運転の検証、貧栄養・高水温耐性品種の開発、貧酸素水塊の発生原因とその対策等に関する調査・研究に取り組む。

従来の汚濁負荷の「削減」から、「水環境管理」への新たな方向性を導入した本計画では、総量規制基準の見直しによって起こりうる、海域環境への影響を詳細に把握する必要がある。特に、下水処理場の栄養塩類管理運転の詳細な効果の検証については、環境部局、水産部局、下水道部局、大学との共同で実施し、その結果をもとに、次期計画へフィードバックを行う。

環境部局と水産部局、大学との共同で実施する「伊勢湾再生連携研究事業」では、良好な水環境と湾内の生物生産と生物多様性を維持するための栄養塩類レベルの把握に関する研究をはじめ、貧酸素水塊発生メカニズムの解明とその対策に関する研究を実施する。

伊勢湾再生推進会議の海域検討会とも連携し、伊勢湾シミュレーターを用いた、下水処理場の栄養塩類管理運転の効果、干潟・浅場再生効果や貧酸素水塊の改善対策の検討を行う。

海域環境の変化や各種施策効果の評価に繋げるため、従来の公共用水域水質常時監視に加えて、底質や底生生物等、底層環境に関するモニタリング調査を追加するとともに、関係機関が導入する新たな水質自動観測システムを活用するなど、モニタリング体制の強化を図る。併せて、水産資源の適切な管理、養殖管理技術の開発や品種改良、疾病の発生状況や防疫対策等に関する情報共有、赤潮による被害軽減対策等の研究に取り組む。

調査研究の成果については、環境部局や水産部局等、関係機関で情報共有を行い、「きれいで豊かな海」の実現に向けた行政施策に展開していく。

(7) 中小企業者に対する金融支援

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する金融支援制度（三重県環境・防災対策等促進資金融資等）の活用を図り、水質汚濁防止施設の整備を促進する。

(8) 「きれいで豊かな海」の実現に向けた多様な主体との連携

「きれいで豊かな海」の実現に向けて、総合的な「水環境管理」を推進するためには、従来の環境部局による規制行政だけではなく、多様な主体との分野横断的な取組が必要不可欠である。特に、本計画の主な取組となる「栄養塩類の管理」と「藻場・干潟の保全再生」については、環境部局、水産部局及び下水道部局が目指すべき目標を共有することが重要となり、そのためには、各種施策の進行管理や効果の検証などを行う関係機関による協議の場を設け、より一層の連携強化を進める。

このような取組の実施にあたっては、県民、NPO、漁業者、民間事業者、行政等の多様な主体が有機的に連携して取り組むことも重要であり、伊勢湾を親しめる身近な海として実感しながら、地域の実情に応じた自主的な環境保全活動の拡大と活性化が図られるよう取り組んでいく。

また、伊勢湾の再生に向け、多様な主体と連携し、国の関係省庁と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進していく。

(9) 気候変動や海洋ごみへの対応

藻場・干潟等には温室効果ガスの吸収源、ブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待されることから、伊勢湾内の藻場・干潟等保全再生に加え、CO₂の吸収・排出の評価に向けた調査、検討等にも取り組んでいく。

伊勢湾流域圏における海洋ごみ対策については、愛知県、岐阜県、三重県による広域的な地域計画を新たに策定し、海洋ごみの実態把握や発生抑制等、連携して取り組みを進める。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
2	畜産農業		70	70	60	70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60	60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20	20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30	40	40	30
6	乳製品製造業 (平成8年9月1日前の特定施設に係る量)		30	30	20	30	30	20
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	イ	50	50	30	50	50	30
		ロ	40	40	30	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30	40	40	30
9	寒天製造業		55	55	55	55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20	30	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	20	30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30	40	40	30
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	イ	40	40	30	40	40	30
		ロ	40	40	30	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30	40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30	40	40	30
17	味そ製造業		70	70	30	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40	70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20	20	20	20
20	ソース製造業		30	30	30	30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30	40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30	50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30	30	30	30
25	パン製造業		30	30	20	30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30	40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		40	40	30	40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30	50	40	30
		ロ	40	40	30	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30	40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40	50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40	50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30	50	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	イ	50	30	30	50	30	30
		ロ	30	30	30	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40	70	70	40
		ロ	60	60	40	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20	30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30	30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20	20	20	20

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
42	果実酒製造業		30	30	30	30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30	30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20	30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20	20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20	20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20	30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		30	30	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		75	75	70	75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		40	40	30	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	100	80	80	100	80	80
		ロ	80	80	80	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90	90	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		50	50	50	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		60	50	50	60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	90	80	100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)		30	30	30	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	40	40	40
71	A 合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業 B 合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環するもの		30	30	30	30	30	30
			10	10	10	10	10	10
75	木材薬品処理業		20	20	20	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60	70	70	60

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）			旧（第8次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70	70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40	60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60	80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50	60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80	90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70	100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		50	40	40	50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20	30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		40	40	40	40	40	40
89	機械すき和紙製造業		60	60	60	60	60	60
90	手すき和紙製造業		90	90	80	90	90	80
91	塗工紙製造業		20	20	20	20	20	20
92	段ボール製造業		30	30	15	30	30	15
93	重包装紙袋製造業		70	70	70	70	70	70

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
94	セロファン製造業		30	30	15	30	30	15
95	乾式法による繊維板製造業		40	40	40	40	40	40
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)		80	80	60	80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)		25	25	25	25	25	25
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)		50	50	50	50	50	50
101	製版業		50	50	50	50	50	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30	30	30	30
103	複合肥料製造業		30	30	30	30	30	30
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		30	30	30	30	30	30
105	ソーダ工業		20	20	20	20	20	20
106	電炉工業		20	20	20	20	20	20
107	A 無機顔料製造業		20	20	20	20	20	20
	B 無機顔料製造業(黄鉛製造工程を有するもの)		60	60	50	60	60	50
108	A 無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)		20	20	20	20	20	20
	B 無機化学工業製品製造業(硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程に係るもの)		40	40	40	40	40	40
	C 無機化学工業製品製造業(希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの)		50	50	50	50	50	50
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40	60	60	40
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(青酸誘導品含有排水を排出する工程)に係るもの		150	150	150	150	150	150
	C 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程)に係るもの		100	80	80	100	80	80
	D 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの(エピクロロヒドリン製造工程)に係るもの		140	130	130	140	130	130
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		50	50	30	50	50	30
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(合成染料又は合成染料中間物の製造工程)に係るもの		190	190	180	190	190	180

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30	30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程)に係るもの	70	70	70	70	70	70
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(乳化重合法による合成ゴム製造工程)に係るもの	60	60	50	60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(クロロプレンゴム製造工程)に係るもの	130	130	130	130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機ゴム薬品製造工程)に係るもの	270	260	260	270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機農薬原体製造工程)に係るもの	180	180	160	180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	50	40	60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業(青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの)	210	210	190	210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの)	110	80	80	110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業(エピクロルヒドリン製造工程に係るもの)	140	130	130	140	130	130
116		メタン誘導品製造業	30	30	20	30	30	20
117		発酵工業	120	110	110	120	110	110
118		コールドール製品製造業	120	120	120	120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの)	190	190	190	190	190	190
120	A	プラスチック製造業	30	30	20	30	30	20
	B	プラスチック製造業(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの)	70	60	50	70	60	50
	C	プラスチック製造業(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの)	60	60	50	60	60	50

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
121	A	合成ゴム製造業	40	40	40	40	40	40
	B	合成ゴム製造業(乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの)	70	70	70	70	70	70
	C	合成ゴム製造業(クロロプレンゴム製造工程に係るもの)	130	130	130	130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業(有機ゴム薬品製造工程に係るもの)	150	150	150	150	150	150
	C	有機化学工業製品製造業(有機農薬原体製造工程に係るもの)	180	180	160	180	180	160
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	40	20	50	40	20
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	30	30
125	A	合成繊維製造業	30	20	20	30	20	20
	B	合成繊維製造業(アクリル系繊維製造工程に係るもの)	60	40	30	60	40	30
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	40	40	30
127		石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	10	10	10
128		界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	40	40	40
129		塗料製造業	40	40	40	40	40	40
130		印刷インキ製造業	40	40	30	40	40	30
131		医薬品原薬・製剤製造業(平成8年9月1日前的特定施設に係る量)	80	80	60 70	80	80	60 70
132		医薬品製剤製造業	40	30	30	40	30	30
133		生物学的製剤製造業	30	30	30	30	30	30
134		生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20
135		動物用医薬品製造業	60	60	50	60	60	50
136	A	火薬類製造業	20	20	20	20	20	20
	B	火薬類製造業(硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの)	60	60	50	60	60	50
137		農薬製造業	30	30	20	30	30	20
138		合成香料製造業	120	110	110	120	110	110
139		香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	30	30	20
140		化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	30	30	20	30	30	20
142		ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	20	20	20
143		写真感光材料製造業	10	10	10	10	10	10
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	40	40	40
145		イオン交換樹脂製造業	160	160	130	160	160	130
146		化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	40	40	50	40	40
147	A	石油精製業	20	20	20	20	20	20
	B	石油精製業(潤滑油製造工程を有するもの)	30	30	30	30	30	30

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
148	A	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	30	30	30
	B	潤滑油製造業(硫酸洗浄工程を有するもの)	40	40	40	40	40	40
149		コークス製造業	180	180	90	180	180	90
150		石油コークス製造業	70	70	50	70	70	50
151		自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	10	10	10
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	60	40	40
153	A	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	20	20
	B	ゴム製品製造業(曲がり管製造工程に係るもの)	50	40	40	50	40	40
154		なめしかわ製造業	100	100	100	100	100	100
155		毛皮製造業	50	50	50	50	50	50
156		板ガラス製造業	10	10	10	10	10	10
157		板ガラス加工業	10	10	10	10	10	10
158		ガラス製加工素材製造業	10	10	10	10	10	10
159		ガラス容器製造業	10	10	10	10	10	10
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	10	10	10
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	10	10	10
162		ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	50	50	50
163		ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	30	40	30	30
164		ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	10	10	10
165		生コンクリート製造業	10	10	10	10	10	10
166		コンクリート製品製造業	10	10	10	10	10	10
167		セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	10	10	10
168		黒鉛電極製造業	20	20	20	20	20	20
169		砕石製造業	20	20	20	20	20	20
170		鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	20	20	20
172		うわ薬製造業	20	20	20	20	20	20
173	A	高炉による製鉄業	10	10	10	10	10	10
	B	高炉による製鉄業(コークス炉を有するもの)	40	30	30	40	30	30
175		フェロアロイ製造業	20	20	20	20	20	20
176		高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	10	10	10
178		製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	20	20	20
179		熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	20	20
180		冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	20	20	20
181		冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	20	20	20
182		鋼管製造業	20	20	20	20	20	20
183		伸鉄業	10	10	10	10	10	10
184		磨棒鋼製造業	10	10	10	10	10	10
185		引抜鋼管製造業	10	10	10	10	10	10

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
186	伸線業		10	10	10	10	10	10
187	ブリキ製造業		20	20	20	20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20	20	20	20
189	めっき鋼管製造業		20	20	20	20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20	20	20	20
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10	10	10	10
192	鍛鋼製造業		10	10	10	10	10	10
193	鍛工品製造業		10	10	10	10	10	10
194	鋳鋼製造業		10	10	10	10	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)		10	10	10	10	10	10
196	鋳鉄管製造業		10	10	10	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10	10	10	10
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10	10	10	10
200	非鉄金属製造業		10	10	10	10	10	10
201	電気めっき業	イ	50	40	40	50	40	40
		ロ	40	40	40	40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	イ	20	10	10	20	10	10
		ロ	10	10	10	10	10	10
203	一般機械器具製造業		20	10	10	20	10	10
204	電子回路製造業	イ	30	20	20	30	20	20
		ロ	20	20	20	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		10	10	10	10	10	10
206	輸送用機械器具製造業	イ	30	10	10	30	10	10
		ロ	20	10	10	20	10	10
207	精密機械器具製造業		10	10	10	10	10	10
208	ガス製造工場		20	20	20	20	20	20
209	下水道業		30	20	20	30	20	20
210	空瓶卸売業		30	20	20	30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)		40	30	30	40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		50	50	30	50	50	30
213	A 飲食店		50	40	30	50	40	30
	B 飲食店(平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの)		30	30	30	30	30	30
214	A 宿泊業	イ	60	50	30	60	50	30
	ロ		50	40	30	50	40	30
214	B 宿泊業(平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの)	イ	30	30	30	30	30	30
		ロ						
215	リネンサプライ業		50	50	30	50	50	30
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		40	40	30	40	40	30
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		60	60	60	60	60	60
219	自動車整備業		20	20	20	20	20	20
220	A 病院	イ	40	30	30	40	30	30
		ロ	30	30	30	30	30	30
220	B 病院(平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの)	イ	30	30	30	30	30	30
		ロ						

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値（案）

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）			旧（第8次）		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のもの）	30	30	30	30	30	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のもの）	40	30	30	40	30	30
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの）	40	40	30	40	40	30
	D	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの）	30	30	30	30	30	30
	E	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置され、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	20	20	20	20	20	20
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）	60	60	40	60	60	40
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの）	70	70	40	70	70	40
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの）	30	30	30	30	30	30

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係るC値(案)

※今回の見直しはありません

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)			旧(第8次)		
			Cc, Cco	Cci	Ccj	Cc, Cco	Cci	Ccj
223	A	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 以上のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20	40	30	20
	B	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 未満のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	40	30	40	40	30
	C	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)	30	20	20	30	20	20
224	ごみ処理業		30	30	30	30	30	30
225	廃油処理業		20	20	20	20	20	20
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		20	20	20	20	20	20
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	40	40	40
228	と畜場		40	40	40	40	40	40
229	中央卸売市場		30	20	20	30	20	20
230	地方卸売市場		30	30	30	30	30	30
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		30	30	30	30	30	30
232	A	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)	70	40	40	70	40	40
	B	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)	10	10	10	10	10	10

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
2	A 畜産農業		60	60	60	60
	B 畜産農業（総面積が50m2以上の豚房施設を有するもの）		60	60	60	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60	60
4	非金属鉱業		10	10	10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ	40	10	40	10
		ロ	25	10	25	10
6	乳製品製造業		20	10	20	10
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	35	10	35	10
		ロ	30	10	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業		20	10	20	10
9	寒天製造業		20	10	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10	20	10
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		25	10	25	10
12	冷凍水産物製造業		35	10	35	10
13	冷凍水産食品製造業		40	10	40	10
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	15	40	15
		ロ	35	10	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		25	10	25	10
16	野菜漬物製造業		15	10	15	10
17	味そ製造業		25	10	25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		45	10	45	10
19	うま味調味料製造業		20	10	20	10
20	ソース製造業		20	10	20	10
21	食酢製造業		20	10	20	10
22	砂糖精製業		15	10	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		20	10	20	10
24	小麦粉製造業		20	10	20	10
25	パン製造業		15	10	15	10
26	生菓子製造業		25	10	25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業		20	10	20	10
28	米菓製造業		20	10	20	10
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	10	20	10
30	植物油脂製造業		20	10	20	10
31	動物油脂製造業		20	10	20	10
32	食用油脂加工業		15	10	15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		20	10	20	10
34	穀類でんぷん製造業		20	10	20	10
35	めん類製造業		20	10	20	10
37	豆腐・油揚製造業		25	10	25	10
38	あん類製造業		15	10	15	10
39	冷凍調理食品製造業		20	10	20	10
40	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		20	10	20	10
41	清涼飲料製造業		20	10	20	10
42	果実酒製造業		15	10	15	10
43	ビール製造業		15	10	15	10
44	清酒製造業		20	10	20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
46	インスタントコーヒー製造業		20	10	20	10
47	配合飼料製造業		15	10	15	10
48	単体飼料製造業		20	10	20	10
49	有機質肥料製造業		20	10	20	10
50	たばこ製造業		20	10	20	10
51	生糸製造業（副糸精練業を含む。）		20	10	20	10
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		20	10	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		15	10	15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		10	10	10	10
59	A 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10	20	10
		ロ	15	10	15	10
B	繊維工業で織物機械染色整理工程（綿織物捺染工程）に係るもの		60	10	60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		20	10	20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10	15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10	15	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	25	15	25	15
		ロ	20	10	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	10	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		20	10	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	20	10
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	20	10
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		15	10	15	10
75	木材薬品処理業		20	10	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10	10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10	10	10
89	機械すき和紙製造業		10	10	10	10
90	手すき和紙製造業		10	10	10	10
91	塗工紙製造業		10	10	10	10
92	段ボール製造業		10	10	10	10
93	重包装紙袋製造業		10	10	10	10
94	セロファン製造業		20	10	20	10
95	乾式法による繊維板製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	10
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		20	10	20	10
101	製版業		20	10	20	10
102	A 窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10	15	10
	B 窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）		40	30	40	30
	C 窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）		200	200	200	200
	D 窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）		700	700	700	700
103	複合肥料製造業		15	10	15	10
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
105	ソーダ工業		10	10	10	10
106	電炉工業		15	10	15	10
107	無機顔料製造業		30	20	30	20
108	A 無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）		35	35	35	35
	B 無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40	50	40
	C 無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）		140	40	140	40
	D 無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40	50	40
	E 無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）		50	40	50	40
	F 無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）		50	40	50	40
	G 無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）		100	40	100	40
	H 無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）		120	60	120	60
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		15	10	15	10
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		50	40	50	40
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		15	10	15	10
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		15	10	15	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	35	15	35	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	50	25	50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	35	10	35	10
114		石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業	15	10	15	10
	B	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	45	25	45	25
116		メタン誘導品製造業	25	10	25	10
117		発酵工業	15	10	15	10
118		ヨーグルタル製品製造業	375	170	375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	10	20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	30	20	30	20
120	A	プラスチック製造業	10	10	10	10
	B	プラスチック製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	55	20	55	20
121	A	合成ゴム製造業	15	10	15	10
	B	合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	40	20	40	20
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	10	25	10
	B	有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	55	25	55	25
	C	有機化学工業製品製造業（イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの）	25	15	25	15
	D	有機化学工業製品製造業（メラミン製造工程に係るもの）	850	850	850	850
	E	有機化学工業製品製造業（化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）に係るもの）	25	10	25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10	15	10
125	A 合成繊維製造業		10	10	10	10
	B 合成繊維製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		50	35	50	35
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10	10	10
127	石けん・合成洗剤製造業		15	10	15	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
129	塗料製造業		15	10	15	10
130	印刷インキ製造業		15	10	15	10
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		30	10	30	10
	B 医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20	50	20
132	医薬品製剤製造業		10	10	10	10
133	生物学的製剤製造業		10	10	10	10
134	生薬・漢方製剤製造業		15	10	15	10
135	動物用医薬品製造業		15	10	15	10
136	火薬類製造業		15	10	15	10
137	農薬製造業		25	10	25	10
138	合成香料製造業		15	10	15	10
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		15	10	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10	15	10
143	写真感光材料製造業		15	10	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10	10	10
145	イオン交換樹脂製造業		15	10	15	10
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
147	石油精製業		30	15	30	15
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	20	10
149	コークス製造業		500	320	500	320
150	石油コークス製造業		20	10	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10	10	10
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
154	なめしかわ製造業		20	10	20	10
155	毛皮製造業		10	10	10	10
156	板ガラス製造業		10	10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	20	10
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
165	生コンクリート製造業		10	10	10	10
166	コンクリート製品製造業		10	10	10	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
168	黒鉛電極製造業		10	10	10	10
169	碎石製造業		10	10	10	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	10	20	10
172	うわ薬製造業		10	10	10	10
173	A 高炉による製鉄業		10	10	10	10
	B 高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）		545	320	545	320
	C 高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
175	フェロアロイ製造業		15	10	15	10
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
178	A 製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。）		15	10	15	10
	B 製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるもの)に限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
179	A 熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
180	A 冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
	B 冷間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
181	A 冷間ロール成型形鋼製造業		10	10	10	10
	B 冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
182	A 鋼管製造業		15	10	15	10
	B 鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
183	A 伸鉄業		10	10	10	10
	B 伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
184	A 磨棒鋼製造業		10	10	10	10
	B 磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40	45	40
185	A 引抜鋼管製造業		15	10	15	10
	B 引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
186	A 伸線業		15	10	15	10
	B 伸線業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
187	ブリキ製造業		10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
188	亜鉛鉄板製造業		15	10	15	10
189	めっき鋼管製造業		15	10	15	10
190	めっき鉄鋼線製造業		15	10	15	10
191	A 表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 表面処理鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
192	鍛鋼製造業		10	10	10	10
193	鍛工品製造業		15	10	15	10
194	鑄鋼製造業		10	10	10	10
195	銑鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
196	鑄鉄管製造業		10	10	10	10
197	可鍛鑄鉄製造業		10	10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10	10
199	A 鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
200	非鉄金属製造業		25	10	25	10
201	A 電気めっき業		20	10	20	10
	B 電気めっき業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		55	50	55	50
202	A 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	30	10	30	10
		ロ	20	10	20	10
	B 金属製品製造業（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		40	25	40	25
C 金属製品製造業（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		60	35	60	35	
203	A 一般機械器具製造業		20	10	20	10
	B 一般機械器具製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		20	10	20	10
	C 一般機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		30	15	30	15
204	電子回路製造業		20	10	20	10
205	A 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		20	10	20	10
	B 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	10	30	10
	C 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（半導体素子製造工程に係るもの）		20	15	20	15

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分		特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
				Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15	30	15
			ロ	20	10	20	10
206	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの		30	20	30	20
207	A	精密機械器具製造業		10	10	10	10
	B	精密機械器具製造業（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）に係るもの）		30	10	30	10
208		ガス製造工場		10	10	10	10
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m3以上の事業場の場合に限る。）		30	25	25	10
	B	下水道業（日平均排水量30,000m3未満の事業場の場合に限る。）		30	25	30	15
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		20	20	15	10
	D	下水道業（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）		35	35	30	15
210		空瓶卸売業		20	10	20	10
211		共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）		20	10	20	10
212		弁当仕出屋又は弁当製造業		20	10	20	10
213		飲食店	イ	35	20	35	20
			ロ	30	20	30	20
214		宿泊業	イ	35	25	35	25
			ロ	35	25	35	25
215		リネンサプライ業		20	10	20	10
216		洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		15	15	15	15
218		写真業（写真現像・焼付業を含む。）		20	15	20	15
219		自動車整備業		15	15	15	15
220		病院	イ	35	20	35	20
			ロ	30	20	30	20
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のもの）	イ	45	30	45	30
			ロ	40	30	40	30
221	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		25	20	25	20

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの）	50	30	50	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	30	20	30	20
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10	20	10
	B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10	20	10
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）	40	25	40	25
224	ごみ処理業		20	10	20	10
225	廃油処理業		15	10	15	10
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		30	15	30	15
227	死亡獣畜取扱業		25	15	25	15
228	と畜場		25	15	25	15
229	中央卸売市場		20	15	20	15
230	地方卸売市場		20	15	20	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		25	10	25	10
232	A	2の項から前項までに分類されない（生活系に係るもの）	50	30	50	30
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	25	20	25	20
	C	2の項から前項までに分類されないもの（排煙脱硫施設（紫煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。）に係るもの）	35	15	35	15

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。
 イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。
 ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

※ : 見直し区分

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)		旧(第8次)	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
2	A 畜産農業		8	8	8	8
	B 畜産農業(総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するもの)		8	8	8	8
3	天然ガス鉱業		1	1	1	1
4	非金属鉱業		1	1	1	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ	8	2.5	8	2.5
		ロ	4	1	4	1
6	乳製品製造業	イ	5.5	1.5	5.5	1.5
		ロ	5	1	5	1
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	イ	8	2	8	2
		ロ	8	1	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1	3	1
9	寒天製造業		3	1.5	3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5	3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		3	1	3	1
12	冷凍水産物製造業		3	1.5	3	1.5
13	冷凍水産食品製造業		4	1	4	1
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	イ	5.5	2.5	5.5	2.5
		ロ	3	1.5	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		3	1	3	1
16	野菜漬物製造業		2.5	1	2.5	1
17	味そ製造業		4	1.5	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		8	1.5	8	1.5
19	うま味調味料製造業		7	1	7	1
20	ソース製造業		3	1	3	1
21	食酢製造業		3	1.5	3	1.5
22	砂糖精製業		1.5	1	1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		6	1.5	6	1.5
24	小麦粉製造業		3	1.5	3	1.5
25	パン製造業		2.5	1	2.5	1
26	生菓子製造業		7.5	1	7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1	3	1
28	米菓製造業		3	1.5	3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)		3	1.5	3	1.5
30	A 植物油脂製造業	イ	4.5	1.5	4.5	1.5
		ロ	3.5	1	3.5	1
B 植物油脂製造業(米糠を原料として使用するもの)		4	1	4	1	
31	動物油脂製造業		2	1	2	1
32	食用油脂加工業		2.5	1	2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		2	1	2	1
34	穀類でんぷん製造業		5.5	1.5	5.5	1.5
35	めん類製造業		3	1	3	1
37	豆腐・油揚げ製造業	イ	7.5	2.5	7.5	2.5
		ロ	4.5	1	4.5	1
38	あん類製造業	イ	8	1.5	8	1.5
		ロ	4	1	4	1
39	冷凍調理食品製造業		6	1	6	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		3.5	1	3.5	1
41	清涼飲料製造業		2.5	1	2.5	1
42	果実酒製造業		1.5	1	1.5	1
43	ビール製造業		3	1.5	3	1.5
44	清酒製造業		2.5	1	2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業		2.5	1	2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業		2.5	1	2.5	1
47	配合飼料製造業		2	1	2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1	3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1	2	1
50	たばこ製造業		2	1	2	1
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		2	1	2	1
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		2	1	2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		2	1	2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		2	1	2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	5.5	2	5.5	2
		ロ	2	1	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1	2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		3.5	1	3.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1	2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	3.5	2	3.5	2
		ロ	2	1	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1	1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1	1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1	1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1	2	1
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）		2	1	2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1	2	1
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		1	1	1	1
75	木材薬品処理業		2	1	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1	2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1	1	1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1	1	1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1	1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1	1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1	1	1	1
89	機械すき和紙製造業		1	1	1	1
90	手すき和紙製造業		1	1	1	1
91	塗工紙製造業		1	1	1	1
92	段ボール製造業		1	1	1	1
93	重包装紙袋製造業		1	1	1	1
94	セロファン製造業		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
95	乾式法による繊維板製造業		1	1	1	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		2	1	2	1
101	製版業		2	1	2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1	2	1
103	複合肥料製造業		16	1	16	1
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
105	ソーダ工業		1.5	1	1.5	1
106	電炉工業		2	1	2	1
107	無機顔料製造業		1.5	1	1.5	1
108	A 無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1	2	1
	B 無機化学工業製品製造業（りん及びりん化合物製造工程に係るもの）		8	4	8	4
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		1.5	1	1.5	1
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		6.5	4	6.5	4
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1	1	1
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1	2.5	1
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1	2	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1	2	1
113	A 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		1	1	1	1
	B 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1	2.5	1
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
115	A 脂肪族系中間物製造業		2	1	2	1
	B 脂肪族系中間物製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		20	3.5	20	3.5

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値(案)

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新(第9次)		旧(第8次)	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
116	メタン誘導品製造業		2	1	2	1
117	A 発酵工業		1.5	1	1.5	1
	B 発酵工業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		1.5	1.5	1.5	1.5
118	コールタール製品製造業		2	1	2	1
119	A 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1	2	1
	B 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		8	4	8	4
120	プラスチック製造業		2	1	2	1
121	合成ゴム製造業		1.5	1	1.5	1
122	A 有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1	2	1
	B 有機化学工業製品製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		5	2	5	2
	C 有機化学工業製品製造業(有機りん系農薬原体製造工程に係るもの)		2	1	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1	2	1
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1	2	1
125	合成繊維製造業		1	1	1	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1	2	1
127	石けん・合成洗剤製造業		2	1	2	1
128	A 界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1	2	1
	B 界面活性剤製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		2.5	1.5	2.5	1.5
129	塗料製造業		2.5	1	2.5	1
130	印刷インキ製造業		2	1	2	1
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		2	1	2	1
	B 医薬品原薬・製剤製造業(医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。))に係るもの)		8	2	8	2
132	医薬品製剤製造業		2	1	2	1
133	生物学的製剤製造業		1	1	1	1
134	生薬・漢方製剤製造業		2	1	2	1
135	動物用医薬品製造業		2	1	2	1
136	火薬類製造業		1.5	1	1.5	1
137	農薬製造業		2	1	2	1
138	合成香料製造業		2	1	2	1
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1	2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		2.5	1	2.5	1
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		2	1	2	1
143	写真感光材料製造業		1.5	1	1.5	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1	1.5	1
145	イオン交換樹脂製造業		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
146	A	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	2	1
	B	化学工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの）	2	1.5	2	1.5
147	石油精製業		1	1	1	1
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1	2	1
149	コークス製造業		1	1	1	1
150	石油コークス製造業		2	1	2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1	2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1	1	1
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	2.5	1.5	2.5	1.5
		ロ	2	1	2	1
154	なめしかわ製造業		2	1	2	1
155	毛皮製造業		2	1	2	1
156	板ガラス製造業		1	1	1	1
157	板ガラス加工業		1	1	1	1
158	ガラス製加工素材製造業		1.5	1	1.5	1
159	ガラス容器製造業		1	1	1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1	1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1	1	1
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1	1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
165	生コンクリート製造業		1	1	1	1
166	コンクリート製品製造業		1.5	1	1.5	1
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
168	黒鉛電極製造業		1	1	1	1
169	砕石製造業		1	1	1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業		1.5	1	1.5	1
172	うわ薬製造業		1	1	1	1
173	高炉による製鉄業		1	1	1	1
175	フェロアロイ製造業		1	1	1	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		1	1	1	1
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業		1	1	1	1
182	鋼管製造業		1	1	1	1
183	伸鉄業		1	1	1	1
184	磨棒鋼製造業		1	1	1	1
185	引抜鋼管製造業		1.5	1	1.5	1
186	伸線業		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
187	ブリキ製造業		2	1	2	1
188	亜鉛鉄板製造業		1	1	1	1
189	めっき鋼管製造業		1	1	1	1
190	めっき鉄鋼線製造業		1	1	1	1
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
192	鍛鋼製造業		1	1	1	1
193	鍛工品製造業		2	1	2	1
194	鋳鋼製造業		1.5	1	1.5	1
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		1	1	1	1
196	鋳鉄管製造業		1	1	1	1
197	可鍛鋳鉄製造業		1.5	1	1.5	1
198	鉄粉製造業		1	1	1	1
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	1	1
200	非鉄金属製造業		1	1	1	1
201	A 電気めっき業	イ	4.5	1.5	4.5	1.5
		ロ	1.5	1	1.5	1
201	B 電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		7.5	1.5	7.5	1.5
202	A 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	4.5	1.5	4.5	1.5
		ロ	2	1	2	1
	B 金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		4.5	1.5	4.5	1.5
C 金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		8	1.5	8	1.5	
203	一般機械器具製造業		2	1	2	1
204	電子回路製造業	イ	2.5	2	2.5	2
		ロ	2	1	2	1
205	A 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		3	1	3	1
205	B 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		3.5	1	3.5	1
206	A 輸送用機械器具製造業	イ	4	2	4	2
		ロ	2	1	2	1
	B 輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	イ	4.5	1	4.5	1
ロ		3	1	3	1	
207	精密機械器具製造業		1.5	1	1.5	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
208	ガス製造工場		2	1	2	1
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）	3	2.5	3	1
	B	下水道業（日平均排水量30,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）	3	2.5	3	2
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））	2	2	1	1
	D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））	5	4.5	3	2
210	空瓶卸売業		4	2	4	2
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）		3.5	2	3.5	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業		4	2.5	4	2.5
213	飲食店		4	2.5	4	2.5
214	宿泊業	イ	5	2.5	5	2.5
		ロ	4	2.5	4	2.5
215	リネンサプライ業		6	2.5	6	2.5
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		4.5	1.5	4.5	1.5
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		4	2	4	2
219	自動車整備業		3.5	2.5	3.5	2.5
220	病院	イ	5	2.5	5	2.5
		ロ	4	2.5	4	2.5
221	A	イ	4	3	4	3
		ロ	3	3	3	3
B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1	1	1
222	A	イ	4	3	4	3
		ロ	3	3	3	3
B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1	1	1

別表3 りん含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cp, Cpo	Cpi	Cp, Cpo	Cpi
223	A	し尿処理業（尿浄化槽に係るものを除く。）	2	1	2	1
	B	し尿処理業（嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く）	2	1	2	1
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）	3	2.5	3	2.5
224	ごみ処理業		1.5	1	1.5	1
225	廃油処理業		1	1	1	1
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1	1.5	1
227	死亡獣畜取扱業		2.5	2	2.5	2
228	と畜場		6	2	6	2
229	中央卸売市場		4.5	2	4.5	2
230	地方卸売市場		4	1.5	4	1.5
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		4	1	4	1
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）	6	3	6	3
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	4.5	3	4.5	3

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。
 イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。
 ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

※ : 見直し区分